

(案)

令和3年度公共事業労務費調査（10月調査）業務委託 特記仕様書

第1章 総則

第1条 適用範囲

本特記仕様書は、沖縄県企業局が施行する「令和3年度公共事業労務費調査（10月調査）業務委託（以下、本業務という。）」に適用する。

第2条 通則

本業務の遂行に当たっては、別冊「公共事業労務費調査の手引き」によるほか、本特記仕様書によるものとする。

第3条 業務上の疑義

受注者は、本業務の実施に当たり業務内容に疑義を生じた場合は、速やかに発注者と協議し、その指示を受けなければならない。

第4条 守秘義務

受注者は、本業務の遂行上知り得た事項を、発注者の許可なく公表又は他に引用してはならない。

第5条 調査員

- 1 受注者は、本業務の遂行に当たる調査員を定め、発注者に通知するものとする。また、受注者は、調査員の中から本業務の遂行上の管理を行う主任調査員を定め、発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者が調査員を不適当と認めた場合は、受注者に対してその変更を求めることができる。

第2章 業務内容等

第6条 業務の目的

本業務は、公共事業の工事費積算に用いる公共工事設計労務単価を決定するための基礎資料として、公共事業等に従事した建設労働者に支払われた賃金を二省沖縄地方連絡協議会が定めた職種別に把握することを目的とする。

第7条 打ち合わせ・協議

本業務を遂行するに当たり、受注者は発注者と適宜打合せ・協議を行うものとする。

第8条 業務の内容

1 調査対象工事

調査対象工事は、発注者が別途工事名簿により受注者に指示する。調査対象工事件数は別表1のとおりとし、発注者が指示した工事のうち、調査票等の提出がなかった工事を除き、受注者が行う一次審査及び二省沖縄地方連絡協議会が行う二次審査により当該工事係る全調査票が無効になった工事を含む。

なお、調査工事件数に著しい変更が生じた場合は、設計変更協議の対象とする。

2 調査日程表の作成

受注者は、発注者が指示した調査対象工事について、調査会場における審査の日程表を作成し、事前に発注者の承認を得るものとする。また、受注者は、調査日程を変更する場合は、速やかに発注者に連絡し、その承認を得るものとする。

3 調査票等の審査等

(1) 一次審査

受注者は、調査対象工事の請負業者（元請負業者及び下請業者）が郵送等により提出する調査票、各種手当て内訳票及び臨時の給与年計票を、公共事業労務費調査審査要領等に基づき個々に審査する。

(2) 二次審査

受注者は、二省沖縄地方連絡協議会が行う二次審査について、発注者の指示に基づき、審査に協力を行う。

(3) 補充調査

受注者は、発注者から指示があった場合、調査票等の記載内容について、電話による請負業者からの聞き取り等による補充調査を行う。

4 審査結果の整理・分析

(1) 無効調査票の整理・分析

受注者は、受注者が行う一次審査及び二省沖縄地方連絡協議会が行う二次審査により無効となった調査票について、無効となった原因別に調査票数を整理し、その分析を行う。

(2) 調査票等の記入ミスの整理・分析等

受注者は、調査票、各種手当て内訳票及び臨時の給与年計票の記入ミスの内容を記入項目毎に整理し、記入ミスの原因及び防止対策について、分析・検討を行う。

第3章 成果品

第9条 成果品

本業務の成果品は、次のとおりとする。

(1) 調査票、各種手当て内訳票及び臨時の給与年計票・・・・・・1式

調査対象工事毎に整理し、提出する。

(2) 調査報告書 ・・・・・・1式

第10条 成果品の提出先

成果品の提出先は、沖縄県企業局総務企画課とする。

別表1 調査対象工事件数

対象工事件数	備考
21件～30件	対象工事件数は見込みである。 件数に著しい変更があった場合は協議事項とする。 状況によって会場での審査に変更する場合もある う。その際は協議事項とする。